

子ども・子育て支援法に基づく 基本指針^(※)の改正に伴う対応について (こども誰でも通園制度)

(教育・保育部会)

令和7年11月4日

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)

基本指針の改正に伴う対応について(こども誰でも通園制度)

▼こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の事業概要

- 保育所等に入所していない0歳6カ月～満3歳未満の乳幼児を対象に、月10時間まで、実施施設(保育所等)でこどもを預かり、また、利用するこどもの保護者を対象に、子育てに関する相談支援を実施。

令和7年度 児童福祉法に定める事業として制度化(自治体の判断で実施)

令和8年度 子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」(全自治体で実施)

▼今回の協議事項

- 「乳児等のための支援給付」の創設に向けて、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という)」及び「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(以下、「量の見込み手引」という)」が改正された(令和7年9月29日)。
- 改正後の基本指針では、子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項(必須記載事項)に、①乳児等通園支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」、②「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」が追加された。
- 前回の教育・保育部会で承認いただいた①の「量の見込み」と「確保の内容」は改正後の「量の見込み手引き」による算出方法にも変更がないため、②の追加事項のみ、本部会で設定する。
※①②ともに第3期子ども・子育て支援事業計画の中間見直し等の際に追加予定。

▼(参考)令和6年度第4回教育・保育部会で承認いただいた内容

＜提供区域＞

事業名	設定区域	設定理由	所管部会
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市内全域 (市内1区域)	松山市内全域のこどもを対象とし、事業実施施設が限定的であるため。	教育・保育

※昨年度の第3期松山市子ども・子育て支援事業計画策定時には、国の基準や市の方針が未定であったため、提供区域(市内1区域)のみを設定し、今後、国の基準や市の方針が決定次第、事業開始までに「量の見込み」と「確保の内容」の設定を行うこととしていた。

▼(参考)令和7年度第1回教育・保育部会で承認いただいた内容

＜「量の見込み」部分の設定方法について＞

- ・特定教育・保育と同様に、令和5年9月20日内閣府事務連絡「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」(令和6年10月10日付 改訂版ver.2)により設定。
 - ・計画掲載の他事業と同様に年度ごと及び提供区域ごとに設定。

＜「確保の内容」部分の設定方法について＞

- ・設定する「量の見込み」に対して、各年度でサービスが提供できるよう「量の見込み」≦「確保の内容」として設定。

※上記方法により設定した「量の見込み」と「確保の内容」は6～9ページ参照

▼参考(詳細スケジュール)

日 程	内 容
令和7年5月16日(金)～6月13日(金)	認可申請書の事前提出期間
令和7年6月16日(月)～7月11日(金)	認可申請書の本提出期間
令和7年7月30日(水)	第1回子ども・子育て会議 (「量の見込」と「確保の内容」の設定)
令和7年9月3日(水)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会
令和7年9月4日(木)	事業者の内示・通知・公表
令和7年9月26日(金)	認可(認可施設一覧は10ページ参照)
令和7年10月～	事業開始
令和7年11月4日(火)	第2回子ども・子育て会議 (基本指針改正に伴う対応について)
令和8年1月～3月頃	事業者の確認申請受付・審査・決定・告示
令和8年4月～	給付事業開始

▼第3期子ども・子育て支援事業計画の「子ども・子育て支援の推進方策等」の内容

基本指針の中で、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」以外に、以下の内容(一部、任意記載事項含む)を記載するよう定められている。

～「量の見込み」と「確保の内容」以外に記載する事項～ ※教育・保育部会所管部分

1. 保育利用率
2. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
 - (1)認定こども園の普及に係る基本的な考え方
 - (2)認定こども園の目標設置数及び設置時期
 - (3)既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数
 - (4)需給調整の考え方
 - (5)幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策
 - (6)質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及び推進方策
 - (7)教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえたこれからの連携推進方策
- 3. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容(R8年度～)**
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容(第3期～)
5. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項(任意記載事項)
6. 労働者の職業生活と家族生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(任意記載事項)
7. 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項(第3期～)(任意記載事項)

3.「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」

<設定方法>

地域における教育・保育施設と乳児等支援事業者との連携・接続の推進方策を設定する。

<事務局案>

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること等により、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。

※今回新たに設定し、中間見直し等の際に追加予定

<参考>

・令和7年9月16日内閣府事務連絡 一部抜粋

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満3歳以上児の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

・国QA(令和7年度こども誰でも通園制度に関するQ&A【第4版】令和7年10月3日改定)

(具体的な記載内容とはどのようなものかとの問いに対する国の回答)地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することできる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してゆく等の記載が考えられます。

▼＜参考＞「量の見込み」及び「確保の内容」

単位:人

①

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
就学 前 児 童 数	0 歳 児	2,753.	2,986.	2,931.	2,880.	2,834.
	1 歳 児	2,931.	3,099.	3,040.	2,984.	2,932.
	2 歳 児	3,225.	2,934.	3,081.	3,023.	2,967.
	合 計	8,909.	9,019.	9,052.	8,887.	8,733.

②

対 象 児 童 数	0 歳 児	1,001.	1,182.	1,151.	1,120.	1,093.
	1 歳 児	1,258.	1,430.	1,323.	1,221.	1,122.
	2 歳 児	1,281.	1,360.	1,361.	1,268.	1,181.
	合 計	3,540.	3,972.	3,835.	3,609.	3,396.

③

利 用 率	0 歳 児	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	15.0%
	1 歳 児	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	30.0%
	2 歳 児	9.0%	18.0%	27.0%	35.0%	45.0%
	合 計	18.0%	36.0%	54.0%	71.0%	90.0%
	平 均	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	30.0%

単位:時間(1カ月あたり)

④

⑤

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見 込 み	0 歳 児	310.	710.	1,040.	1,350.	1,640.
	1 歳 児	760.	1,720.	2,390.	2,940.	3,370.
	2 歳 児	1,160.	2,450.	3,680.	4,440.	5,320.
	合 計	2,230.	4,880.	7,110.	8,730.	10,330.
確 保 の 内 容	0 歳 児	756.	811.	1,040.	1,350.	1,640.
	1 歳 児	1,590.	1,986.	2,390.	2,940.	3,370.
	2 歳 児	3,732.	4,128.	4,128.	4,440.	5,320.
	合 計	6,078.	6,925.	7,558.	8,730.	10,330.
内量の 容の見込 との確保 差の	0 歳 児	446	101	0	0	0
	1 歳 児	830	266	0	0	0
	2 歳 児	2,572	1,678	448	0	0
	合 計	3,848.0	2,045.0	448.0	0.0	0.0

▼設定理由及び根拠(積算は国の通知に基づき実施)

①④「量の見込み」

- ・年齢毎の④「就学前児童数」から認可保育所等の在籍児童数を除いた数を⑤「対象児童数」として設定。
- ・⑤「対象児童数」に利用率を加味し、④「量の見込み」を設定。
- ・具体的には、「対象児童数×10時間(月)×利用率」で積算。
- ・⑤「利用率」は、一時預かり事業の利用状況から令和11年度時点で30%とし、周知が進むことで段階的に上昇すると見込んで設定。

②⑥「確保の内容」

- ・令和7年度及び8年度は、事業者募集で事前相談のあった内容から、設定。
(令和7年度から12施設、8年度から5施設が事業に取り組む予定。)
- ・令和9年度以降は、今後のニーズ状況等をみて、必要に応じて追加募集することとしていることから、不足が出ている場合は、量の見込と同数となるように設定。
- ・具体的には、「定員数」×「開設日数」×「開設時間」で積算。

【例】実施定員:0歳児2人 実施日:週5日⇒月22日実施 実施時間:9:00~11:30の場合
確保の内容(1カ月の確保量)⇒ $2人 \times 22日 \times 2.5時間 = 110時間$

▼各年の状況

- ・令和7年度から令和8年度にかけては、⑥「確保の内容」が④「量の見込」を上回る。
- ・令和9年度は、2歳児は⑥「確保の内容」が④「量の見込」を若干上回るが、それ以外は、両者が均衡する。
- ・令和10年度から令和11年度にかけては、⑥「確保の内容」と④「量の見込」が均衡する。

⇒令和7年度から事業に取り組む中で、本制度だけでなく、通常の教育・保育のニーズにも配慮しつつ、令和9年度以降の追加募集を検討していく。

(参考)定員数で示した場合(1定員=176時間) 単位:定員数(1カ月あたり)

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
量の 必要 定員 見込 数	0 歳 児	2	4	6	8	9
	1 歳 児	4	10	14	17	19
	2 歳 児	7	14	21	25	30
	合 計	13	28	40	50	59
確 定保 員の 数内 容	0 歳 児	4	5	6	8	9
	1 歳 児	9	11	14	17	19
	2 歳 児	21	23	23	25	30
	合 計	35	39	43	50	59
内量 の見 込と 確保 の差	0 歳 児	3	1	0	0	0
	1 歳 児	5	2	0	0	0
	2 歳 児	15	10	3	0	0
	合 計	22	12	3	0	0

※国のルールで、定員数に置きなおしての報告が求められている

(参考) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の認可施設について

▼＜参考＞認可施設一覧

実施事業者	実施施設の名称	事業の位置	事業開始年月日
社会福祉法人 慈童保育園	認定こども園 慈童保育園	下難波甲816番地	R7.10.1
学校法人 松山学園	松山認定こども園 星岡	星岡2丁目22番7号	R8.4.1
学校法人 勝愛学園	学校法人 勝愛学園 幼保連携型認定こども園	土居田町841番地	R7.10.1
株式会社 ジャックと豆の木園	認定こども園 ジャックと豆の木園	枝松6丁目7番16号	R7.10.1
学校法人 荘山学園	幼保連携型認定こども園 三葉幼稚園	山西町447番地	R7.10.1
学校法人 あおい学園	認定こども園 北条幼稚園	北条1122番地	R7.10.1
株式会社 ジャックと豆の木園	認定こども園 ジャックと豆の木園 余戸園	余戸南2丁目19番33号	R7.11.1
株式会社 エイジングウェル	アユーラキッズルームあむぱむ	宮田町4番地1	R7.10.1
特定非営利活動法人 かしの木	かしの木園	朝美1丁目11番14号	R7.10.1
株式会社 MST	さかのうえ保育園 小規模保育園 溝辺園	溝辺町甲293番地1	R8.4.1
特定非営利活動法人 カメリア 保育園	カメリア保育園	吉藤3丁目10番36号	R8.4.1
学校法人 挿桃学園	桃山幼稚園	南吉田町2772番地2	R7.10.1
学校法人 挿桃学園	番町幼稚園	南斎院町739番地1	R7.10.1
学校法人 慶応学園	慶応幼稚園	森松町1110番地	R7.10.1

▼参考(制度の概要)

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体に内示(令和6年8月30日現在) ※年末までに令和7年度の事業内容(人員・設備の基準等)の方針について決定。	○ 法律上制度化(地域子ども・子育て支援事業) ・自治体の判断において実施 ※年末までに令和8年度の事業内容(給付の詳細等)の方針について決定。	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施